

社会福祉法人伊左地会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成29年4月9日 公布

(要旨)

第1条 この法人の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 役員等への報酬は、原則、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等の費用弁償については、次のとおり支給し、交通費は費用弁償に含める。但し、遠方の役員については交通費を実費支給することがある。

理事会、評議員会及び監事監査の出席 5,000円

行政指導の立会い等 5,000円

2 伊左地保育園の職員を兼務する役員等は、無支給とする。

3 役員等が費用弁償の受け取りを辞退した場合には、費用弁償を支払わない。

(出張旅費)

第4条 役員等が公務のため旅行するときは、次のとおり定める日当及び宿泊料の定額及び職員に支給する鉄道運賃、船賃、車賃に相当する費用を支給する。

2 前項に規定するもののほか、必要に応じ、鉄道運賃にあつては、急行料金、座席指定料金、特別車両料金を、船賃にあつては、寝台料金を支給することができる。

日 当（1日につき） 3,000円

宿泊費（1夜につき） 実費

附 則

1. この規則は平成29年4月3日から施行する。

附 則

1. この規則は令和5年11月9日から施行する。